



家庭ゴミの集積場所の変更を求める ことはできるか

私の家の前は、私の住んでいる団地の家庭ゴミの集積場所になっています。野良猫などが生ゴミをあさったりして不衛生なうえに、夏などには悪臭に悩まされています。この家庭ゴミの集積場所の変更を求めるることはできないでしょうか。



家庭ゴミの収集に差し支えがなければ、集積場所を輪番制で変更するよう求めることも可能だと考えられます。

家庭ゴミの集積場所の指定

家庭ゴミの収集処理は市町村の責務とされていますが、家庭ゴミを一戸一戸収集することは事実上困難なため、地域毎に集積場所が決められて、各家庭は家庭ゴミを決められた日時に決められた集積場所へ搬出し、市町村が定期的に収集するのが一般的です。

この場合、集積場所は、家庭ゴミを搬出しやすい場所であるほか、収集作

業上、支障のない場所でなければなりませんが、特に法律で具体的な場所が決められているわけではありません。

家庭ゴミの集積場所の輪番制

いったん、家庭ゴミの集積場所に決まると、地域の各家庭から定期的に家庭ゴミが搬出されて、ゴミ収集車が収集にくるまでゴミが集積された状態となります。ゴミ収集車が収集にくるまでの時間は地域によって長短があり、この間、悪臭が漂ったり、野良猫や野良犬、あるいはカラスなどがゴミをあさるなどしてゴミが散乱して不衛生な状態になることもあります。また、見た目にも快適とはいがたいといえる

でしょう。

もっとも、各家庭からゴミが搬出されることは避けられませんし、収集の都合上、1か所に家庭ゴミを集積して収集を待つことも避けがたいところです。さらに、集積された家庭ゴミから出る悪臭その他についても、いわば感覚的な面が強く、人体に有害とまではいえません。

ゴミ集積場に隣接するアパートの所有者がゴミの排出の差止めを求めた事案で、悪臭や駐車場の出入りがしにくくなるという点はあるものの、社会生活上受忍限度の範囲内であるとした裁判例もあります。

しかし、家庭ゴミの集積にともなって生じる悪臭、不衛生その他の不快感を、地域のうちの1軒ないし数軒のみが甘受しなければならないというのもいささか不合理です。そこで、収集に差し支えない範囲で家庭ゴミの集積場所を輪番制で変更することが、こうした不快感を地域全体で公平に分担するものとして公平にかなうといえます。

輪番制に反対する住民に対する対策

家庭ゴミの集積場所を地域で輪番制にするためには地域で話し合ってコンセンサスを形成することが必要です。反対する住民に対し、説得するのは当

然ですが、どうしても輪番制の導入に応じないこともあります。

こうした住民に対しては、引き続き同じ家庭ゴミの集積場所に家庭ゴミを出し続けることをやめさせることを通じて、輪番制に従わせるほかないといえます。

裁判所も「輪番制度をとって、本件集積場を順次移動し、集積場を利用する者全員によって被害を分け合うことが容易に可能であるにもかかわらず、そのような方策をとることを拒否し、本件集積場に一般廃棄物を排出し続けて、特定の者にのみ被害を受け続けさせることは、当該被害者にとって受忍限度を超えることになるものと解すべきである」として、輪番制に反対する住民に対し、判決確定の日から6か月経過後は、従来の集積場へ家庭ゴミを排出することを禁じる判決を言い渡しています。

(参考となる法令など)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

4条、6条、6条の2

東京高判平8・2・28判時1575・54

横浜地判平8・9・27判時1584・128

大分地判平20・12・12判タ1300・199



離婚時の年金分割はどのようなものか

現在、離婚を考えている50代の女性です。

離婚すると、夫がうけとる年金を分割してうけとれると聞きました。主人は会社員で結婚期間は25年になります。私は結婚するまで会社に勤めていたので、厚生年金に加入していた期間がありますが、現在は専業主婦なので国民年金の第3号被保険者です。離婚時の年金分割について教えてください。



生活六法四四



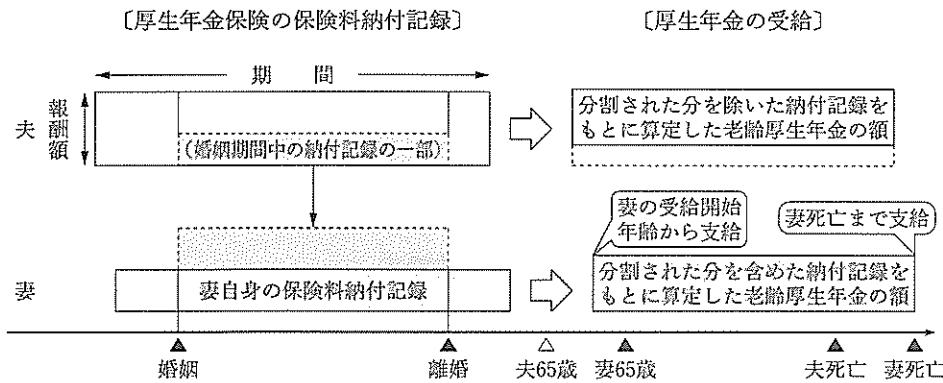
男女の雇用格差等が理由になり、離婚した場合に夫婦がそれぞれうけとる年金額に大きな差がありました。そこでこれを改善するため、厚生年金保険の加入記録を夫婦で分割する制度が創設されました。この制度には平成19年4月に実施されたものと平成20年4月に実施されたものの2つがあります。

離婚時の厚生年金の分割（平成19年4月実施）

平成19年4月以後に離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録の多い人から少ない人へ、その納付記録を分割することができます。

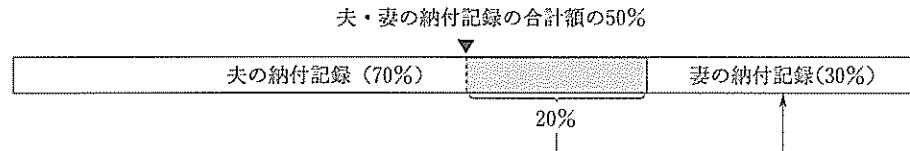
たとえば、夫の方が厚生年金の納付記録が多い場合、次のようにになります。

年 金 年金の問題



分割の上限は婚姻期間中の夫婦の保険料記録の合計額の半分、つまり夫婦の保険料納付記録が同額になるまでで、夫婦の厚生年金の納付記録の合計

額を100として夫の納付記録が70、妻の納付記録が30とすると70から半分の50を差し引いた20を上限として夫から妻へ分割されます。



分割の方法

年金をうけとる権利は、受給権者の一身に専属するもので、受給権者の死亡により消滅し、相続の対象にもならず、加えて譲りわたしたり、担保に供したり、または差し押さえたりすることはできないとされています。

しかし、今回の改正により離婚時に保険料の納付記録を書きかえることになるので、年金の受給権そのものが妻のものとなり、元夫が亡くなっても妻のうけとる年金額が変更になることはありません。

分割割合については、夫婦で協議して決め、離婚後2年以内に年金事務所に請求しますが、夫婦で話し合いがまとまらないときは、一方からの求めにより家庭裁判所が分割割合を定めることができます。

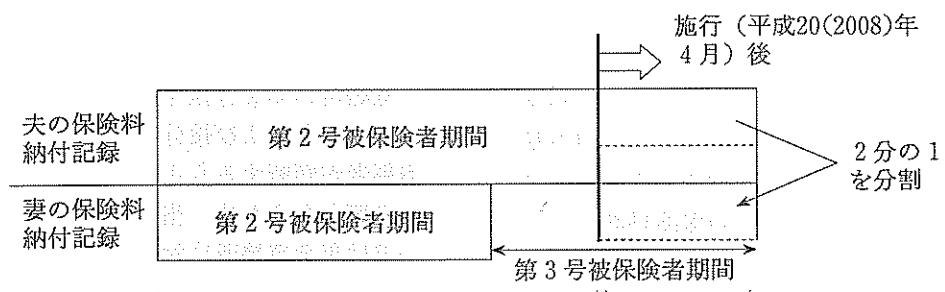


第3号の離婚時の厚生年金の分割（平成20年4月実施）

離婚したとき、平成20年4月以後の期間における夫の厚生年金の保険料納付記録の2分の1を同年4月以後の妻

の第3号被保険者期間へ分割することができる制度です。

妻にとって、この分割をうけた期間については、新たに厚生年金の「みなし加入期間」が発生することになります。



施行後の第3号被保険者期間以外の期間
→当事者の同意又は裁判所の決定で分割可能（保険料納付記録の夫婦合計の半分を限度）

施行後の第3号被保険者期間
→2分の1に分割

※夫と妻が入れかわる場合もあります。

分割の方法

この第3号の分割は、夫婦の合意または裁判所の決定を必要とする前述の離婚時の厚生年金の分割とは異なり、第3号被保険者であった妻（または夫）

が年金事務所へ請求するだけで行われます。

なお、第3号被保険者以外の期間については、前述の平成19年4月以降の制度が適用されます。

	2007年4月実施	2008年4月実施
対象期間	結婚から離婚まで	2008年4月以降、第3号被保険者にかかる相手の厚生年金の期間
分割割合	分割される方の50%の範囲内	結婚生活のうち第3号被保険者に

年 金 年金の問題

		加入していた期間の50%
条件	夫婦の合意または家庭裁判所の決定	第3号被保険者であった人が請求するだけでできる
どちらでもない場合は分割はされない		

分割の効果

分割後に当事者に支給される老齢厚生年金、障害厚生年金（300ヶ月未満の厚生年金加入期間で支給されるものを除きます。）は、分割後の保険料納付記録にもとづいて計算されます。

なお、分割後の記録は、60歳台前半の老齢厚生年金の受給資格期間や基礎年金の額、老齢厚生年金の定額部分の額等には反映されません。

また、分割後の記録以外に厚生年金の加入期間がない人が死亡した場合、対象となる遺族がいれば、遺族厚生年金が支給されます。

当事者への情報提供

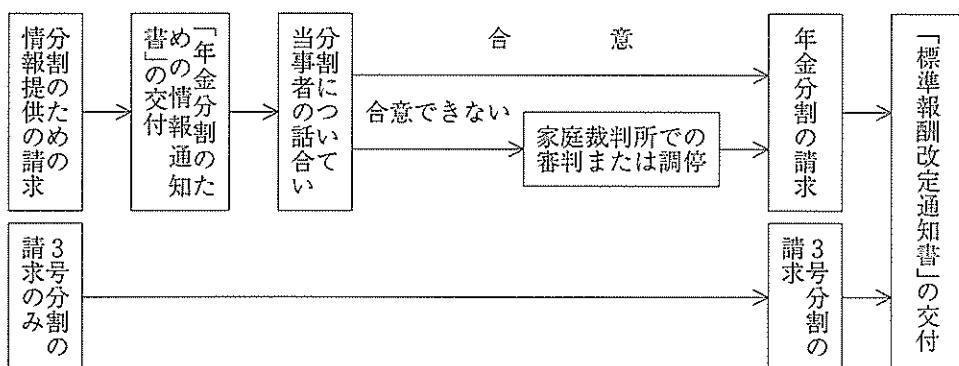
離婚時の年金分割を行うに当たり、分割の是非および按分割合について、当事者が判断するうえで年金個人情報が必要となるため、当事者双方または一方は年金事務所に対して後掲「年金分割のための情報提供請求書」を提出して必要な情報（文書）を請求することができます。

情報提供の内容は①当事者それぞれの対象期間標準報酬総額②按分割合の範囲③算定の前提とした期間の始期と終期等になります。

ただし、分割請求後または分割請求の時効成立後（離婚後2年を経過したとき）は、情報提供を求めることができません。

生活六法四四

一三二〇ノ四



※合意分割改定請求と3号分割改定請求を同時に行う場合は、合意分割改定請求用の標準報酬改定請求書のみの提出で請求が可能です。

ご質問のケース

あなたの場合、離婚すると、結婚してから厚生年金に加入した期間がないので、夫の厚生年金の納付記録の半分まで分割することもできることになります。

ただし、気をつけなければならぬのは、夫が将来もらう年金の半分を自分がうけとることができると勘違いしないことです。

前述したように分割の対象となるのは、老齢厚生年金の部分であって老齢基礎年金については夫の一身専属のものです。

つまり、自分の年金をうけとるための受給資格期間をみたし、年金をうけとれる年齢に達して初めてもらうことができるもので、離婚後すぐにうけとれるわけではありませんので、あわせて注意が必要です。

(参考となる法令など)

厚生年金保険法78条の2～78条の21



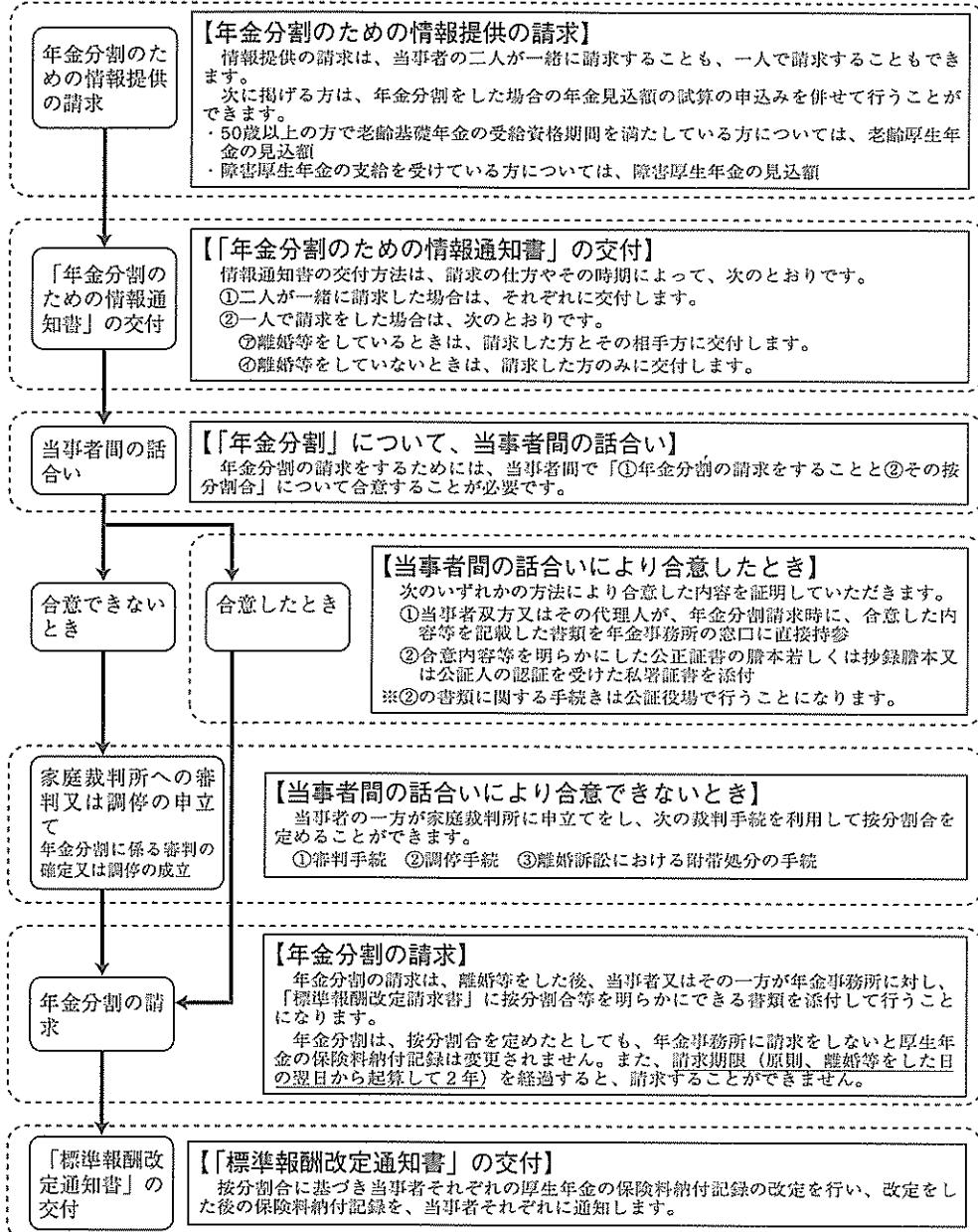
したがって、婚姻期間中に夫が厚生年金に加入していた期間が短いケースは、金額も高額にならないことになります。

また、あなたが年金の受給資格期間をみたしていないと、分割された年金も支給されないので注意が必要です。

年 金 年金の問題

生活六法四四

手続の流れ





相続時精算課税制度とは

平成15年から、子どもへ2,500万円まで贈与しても贈与税がかからなくなったということですが、その内容を教えてください。



一定の要件を満たす場合には2,500万円まで贈与をしても贈与税がかからない制度（相続時精算課税制度）があります。「年間110万円の基礎控除」の制度と選択することができます。この制度では生前に多額の贈与をやりやすくなりますが、相続時にその生前の贈与額を加算して相続税を計算する制度です。今までの贈与の税金の考え方とまったく異なりますので、特に将来の相続税が多額になるような人は慎重に検討して選択してください。

贈与の要件

贈与する人はその年の1月1日において65歳以上（特定贈与者といいます。）です。

贈与をうける人はその年の1月1日において20歳以上の子である推定相続人（代襲相続人を含みます。）です。

なお、平成27年1月1日以降の贈与から贈与者の孫（その年1月1日において20歳以上の者に限ります。）についてもこの特例が適用されることになります。また、贈与者についての年齢要件も65歳以上から60歳以上へ緩和されます。

贈与者ごとに選択

贈与をうける子である推定相続人は各々、贈与者である父母ごとに選択できます（たとえば父からは相続時精算課税の贈与をうけ、母からは通常の年間110万円の基礎控除の贈与をうけることなど）。

税 金 相続・贈与の税金

届出書を税務署に提出

この制度の適用をうけるときは、最初の贈与の翌年の2月1日から3月15日までに、適用をうける旨の届出書を提出しなければなりません。これはその贈与があったときからその贈与者に相続が発生するまで継続的に管理する必要があるからです。

相続時まで継続適用

この制度を選択すると相続時まで継続適用となり、途中で変更することはできません。したがって、2,500万円の特別控除額を使い切った後、再び年間110万円の基礎控除の贈与の制度を使うことはできません。

2,500万円の特別控除と20%の贈与税率

複数年で2,500万円まで特別控除の枠がありますので、その金額まで贈与をしても贈与税はかかりません。2,500万円をこえる部分については20%の一定税率で贈与税がかかることになります。

たとえば、

- 1年目 1,000万円贈与……贈与
税額 ゼロ

- 2年目 1,000万円贈与……贈与
税額 ゼロ

- 3年目 1,000万円贈与……贈与
税額 100万円

3年目では2,500万円の特別控除をこえる500万円が課税対象となり20%の一定税率を乗じて100万円の贈与税を納めることになります。

2,500万円の特別控除額を使い切った後、年間110万円の基礎控除の贈与の制度に戻ることはできませんので、たとえば10万円の贈与でも20%の税率で贈与税を納めることになります。

贈与財産の種類・金額・贈与回数

贈与財産は現金預金・株式・不動産などその種類を問わないことになっています。また贈与する金額や回数にも一切制限がありません。

相続時に贈与額を合算して相続税を計算し、贈与税額を控除

特定贈与者に相続が発生した場合は、その相続財産に相続時精算課税の贈与額を合算して相続税を計算します。その際、贈与税額を控除することにより二重課税にならない措置がとられています。

合算する贈与額は贈与時の時価

相続財産に合算する贈与額は期間の経過により贈与財産の価値に変動があるって、贈与時の時価によります。したがって、相続時精算課税制度の贈与を選択してから相続までの期間が長い場合には、インフレやデフレなどにより有利・不利が生ずることになります。



相続時精算課税制度のメリット・デメリット

① メリット

⑦ 相続税のかかる心配のない人は特にデメリットはありませんから、今まで以上に贈与がやりやすくなうことになります。

⑧ 相続税が心配な人でも、収益を生む不動産などを子どもへ贈与することが考えられます。将来、相続が発生して贈与額を合算する場

合でも、賃料収入などの収益については合算する必要がないからです。

⑨ また、遺産分けて子どもたちがもめそうな場合には生前に贈与（事実上の遺産分割）をすることにより、争いを未然に防ぐことに活用するケースも考えられます。

② デメリット

⑩ 相続時精算課税を選択すると、何年たっても相続税の課税対象から外れることはありません。したがって、基本的には相続税の節税のつもりで選択するのは誤りといえます。

⑪ また、たとえ贈与を受けた財産が時の経過により、価値が減少したりなくなっていたとしても、相続時精算課税制度では、その贈与を受けた時点の財産の価格が相続税の課税対象となりますので、相続税がかかるかどうかという問題が起ります。相続税が心配な人ほど慎重に考えて選択すべきです。

〔参考となる法令など〕

相続税法21条の9～21条の18